

第1章 労働時間・健康管理に関する改正点の基本解説 — 1

働き方改革と労働法改正	2
1 「働き方改革」の推進	2
2 働き方改革関連法による法改正の概要	4
3 労基法・安衛法・労働時間等設定改善法の改正の概要	5
1 時間外労働の上限規制	6
改正の趣旨～時間外労働の上限規制の法制化	6
1 時間外労働の上限規制の内容	9
①36協定で定める時間外労働の限度時間と例外	9
②実労働時間数の絶対的上限	12
2 36協定の締結・届出	16
①36協定で定める事項	16
②36協定の届出様式	19
36協定届の記載例（一般の協定／特別条項）	20
③36指針と36協定に係る留意事項等	22
3 施行に関する経過措置等	28
①経過措置～対象となる36協定	28
②2020年4月から上限規制が適用される中小事業主	28
4 上限規制の適用が除外・猶予される事業・業務	29
①上限規制の適用が除外される業務	29
②上限規制の適用が猶予される事業・業務	30
③一般業務と適用除外・猶予業務等との間での業務変更・出向等	33
④労働者派遣の場合と上限規制	34
2 中小企業の割増賃金率の適用猶予措置の廃止	36
3 年次有給休暇の時季指定義務	39
改正の趣旨～年休の付与を使用者に義務付け	39
1 使用者の年休の時季指定義務	40
①年休の時季指定義務	40
②時季指定しなくてよい場合	42
③前倒し付与による場合の時季指定義務	45
2 年次有給休暇管理簿（年休管理簿）の作成・保存	45
4 フレックスタイム制の拡充	47
改正の趣旨～清算期間の延長	47

1	フレックスタイム制の仕組みと清算期間の延長	47
2	清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制	50
	①労働させることができる時間の範囲	50
	②フレックスタイム制における時間外労働・休日労働	51
	③時間外労働時間に対する割増賃金の算定・清算	53
	④過重労働防止のための措置	55
	⑤労使協定の届出義務	56
	⑥清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制で労働させた期間が短い者の 取扱い	56
3	完全週休2日制の場合の清算期間における労働時間の限度	57
	フレックスタイム制を採用する場合の36協定届の記載例（一般の協定／特別条項）	60
	清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制に関する労使協定届の記載例	62
5	高度プロフェッショナル制度の創設	63
	創設の趣旨	63
1	制度導入の流れと必要な手続き	64
	①労使委員会	64
	②決議の届出	67
	③対象労働者の同意書面の取得	67
	④定期報告	68
2	制度の内容と要件	70
	①対象業務	70
	②対象労働者の範囲	72
	③健康管理時間の把握	74
	④健康確保のための措置	76
	⑤同意の撤回の手続き・苦情処理措置その他の決議事項	79
6	労働条件の明示に関する改正	81
	①事実と異なる明示の禁止	81
	②労働条件の明示方法に関する改正	81
7	過半数代表者の要件等の見直し	87
	①過半数代表者の要件の見直し	87
	②過半数代表者の事務の遂行に係る使用者の配慮義務	87
8	産業医・産業保健機能の強化	89
	改正の趣旨～労働者の健康確保のための効果的な産業保健活動を行いやすい環境整備	89
1	産業医の活動環境の整備	89
	①産業医の独立性・中立性の強化	89
	②産業医の権限・産業医への情報提供の充実・強化	90

- ③産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化 94
- 2 健康相談の体制整備と健康情報の適正な取扱い 96
 - ①労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制整備 96
 - ②健康情報の適正な取扱い 96
 - ③産業医等の業務の内容等の周知 100

9 面接指導制度の拡充 102

改正の趣旨～高リスク労働者を見逃さないよう医師による面接指導が確実に行われる仕組み 102

- 1 労働時間の状況の把握義務 102
 - ①労働時間の状況の把握義務の明文化 102
 - ②「労働時間の状況」の把握方法 104
 - ③記録の作成・保存 106
- 2 面接指導制度の見直し〈一般業務の長時間労働者に対する面接指導〉 107
 - ①面接指導の対象となる労働者の要件～労働時間要件の改正 107
 - ②労働者への労働時間に関する情報の通知 108
- 3 研究開発業務従事者の面接指導制度 110
 - ①研究開発業務従事者の面接指導制度の創設 110
 - ②面接指導の流れと事後措置 111
- 4 高度プロフェッショナル制度適用者の面接指導制度 112
 - ①高度プロフェッショナル制度適用者の面接指導制度の創設 112
 - ②面接指導の流れと事後措置 113

10 労働時間等設定改善法の改正 116

改正の趣旨～労働時間等の設定改善への労使の自主的な取組みを促進 116

- 1 勤務間インターバル制度導入の努力義務化 116
 - ①勤務間インターバルの労働時間等設定改善法における位置付けと努力義務化 116
 - ②勤務間インターバルの導入例等 117
- 2 労働時間等の設定改善に係る労使の取組みの推進 118
 - ①労働時間等設定改善企業委員会の決議に係る特例 118
 - ②一定要件を満たす衛生委員会等を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の廃止 121
- 3 取引上配慮すべき事項 121

第2章 改正法を踏まえた実務対応 123

1 元労基署長が見る改正のチェックポイント 124

(元労働基準監督署長・特定社会保険労務士 森井博子)

- Q1 時間外労働の上限規制と罰則適用 124

Q2	時間外労働の上限規制が1年猶予される中小企業	126
Q3	時間外労働の上限規制と経過措置	128
Q4	時間外労働の上限規制が猶予・除外されている事業・業務	131
Q5	36協定届の新様式—期間等の記載事項	136
Q6	36協定届の新様式—チェックボックス	137
Q7	36協定届の新様式—「法定労働時間」「所定労働時間」	139
Q8	36協定届の新様式—経過措置期間中や適用猶予事業・業務の場合	140
Q9	特別条項—臨時的な特別の事情がある場合	142
Q10	特別条項—法定要件を満たさない場合	144
Q11	特別条項—健康福祉確保措置	146
Q12	過半数代表者の選任	147
Q13	法律に違反する場合	149
Q14	年次有給休暇の時季指定義務—制度趣旨・対象となる労働者	150
Q15	年次有給休暇の時季指定義務—時季指定の方法	152
Q16	年次有給休暇の時季指定義務—前倒し付与	154
Q17	年次有給休暇管理簿	157
Q18	年次有給休暇の時季指定義務—諸問題	160
Q19	年次有給休暇の時季指定義務—法違反と罰則	162
Q20	法違反への対応	163

2 働き方改革関連法により複雑化する労働時間管理の実務 ————— 165

(弁護士 渡邊 岳)

I	はじめに	165
II	労基法上の実労働時間の把握・管理に関する規制	166
	①労基法における時間外及び休日労働に関する規制の概要	166
	②労基法上の労働時間の意義	169
	③労働時間の把握・管理の方法	172
	④小括	173
III	労働災害と労働時間の関係	174
	①労災保険法における業務災害の認定基準と労働時間の関係	174
	②労働者の健康障害についての使用者の責任と労働時間の関係	176
	③労災認定及び民事損害賠償との関係での労働時間の意義	178
	④小括	181
IV	安衛法における労働時間の状況の把握義務	182
	①労働時間の管理に関する安衛法の規制の概要	182
	②時間外労働時間及び健康管理時間の意義	183
	③時間外労働時間等の把握方法	184
	④小括	185

巻末資料

〈労基法関係〉

- **〔法律〕** 労働基準法（抄） 188
働き方改革関連法の附帯決議（抄） 204
- **〔法律〕** 労働契約法（抄） 208
- **〔省令〕** 労働基準法施行規則（抄） 210
- **〔告示〕** 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針 223
- **〔告示〕** 労働基準法第41条の2第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針 225
- **〔施行通達〕** 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について 233
- **〔施行通達〕** 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法及び労働安全衛生法の施行について（新労基法第41条の2及び新安衛法第66条の8の4関係） 245

〈安衛法関係〉

- **〔法律〕** 労働安全衛生法（抄） 249
- **〔省令〕** 労働安全衛生規則（抄） 255
- **〔告示〕** 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針 267
- **〔施行通達〕** 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法の施行等について 271

〈労働時間等設定改善法関係〉

- **〔法律〕** 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（抄） 277
- **〔省令〕** 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則（抄） 279
- **〔告示〕** 労働時間等設定改善指針（労働時間等見直しガイドライン） 280
- **〔施行通達〕** 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について 289